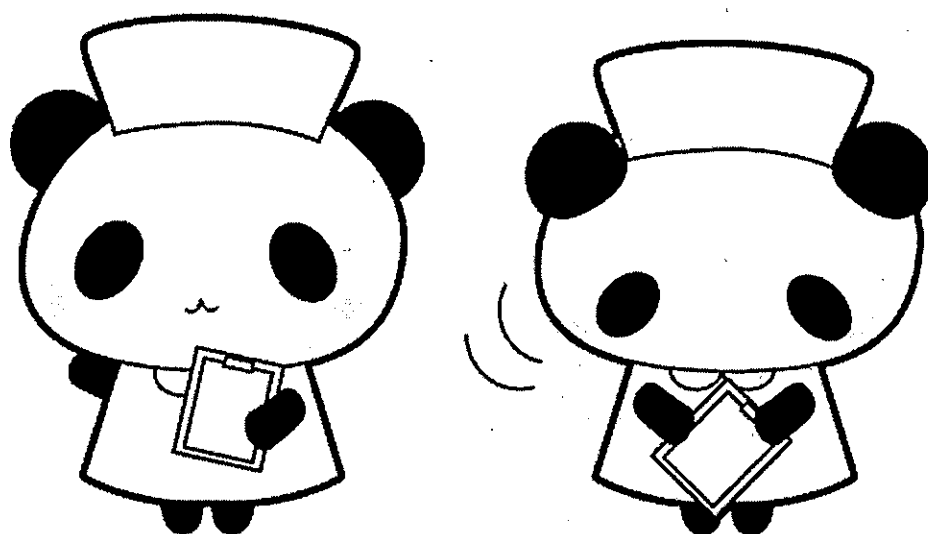
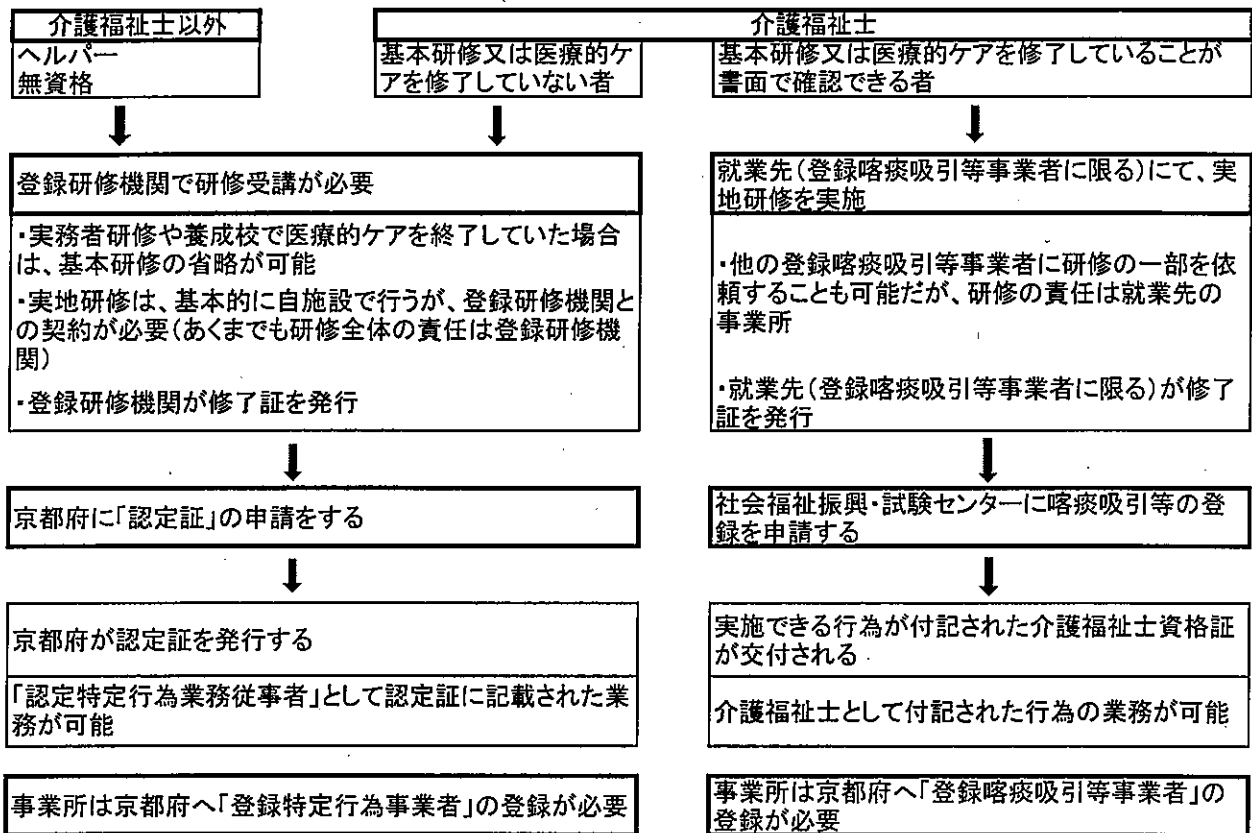


「登録喀痰吸引等事業者」
実地研修についての指針(指導看護師用)



フロー図

1. 介護福祉士が、喀痰吸引等の行為を行えるようになるまで



2. 「認定証」でケアをしていた介護職員が、平成29年1月以降の国家試験に合格した

ア、イどちらでも可能。「認定証」に記載のない行為のみを、介護福祉士として実地研修を行うことも可能です

ア)「認定証」のまま、業務を続ける
イ)社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等の登録を申請する

3. 他事業所での実地研修について

就業先(自施設)で研修のすべてを修了させることが基本ですが、看護師配置がない事業所は、他事業所への依頼なども可能です。しかし、研修の責任はあくまでも就業先である「登録喀痰吸引等事業者」であり、修了証の発行、管理、京都府への報告等が必要です。また、病院、診療所での実地研修はできません。自宅や登録喀痰吸引等事業者に限ります。なお、依頼する場合は内容や支払いについて事前に充分調整してください。

(パターン1) 入所施設等	就業先に利用者も指導看護師もいる → 実地研修の全てを、就業先で行う
(パターン2) 訪問介護等	就業先に利用者はいるが、指導看護師がいない → 他事業所へ指導看護師の派遣を依頼する
(パターン3) 退所後のため	就業先に指導看護師がいるが、利用者はまだ入所中で退所予定 → 指導看護師と介護福祉士が、入所先(登録喀痰吸引等事業者に限る)に研修に行く → 介護福祉士のみ、入所先(同上)に研修に行き、指導看護師も依頼する
(パターン4) 今後のため	就業先に利用者がいない → パターン1の事業所に研修を依頼することは可能ですが、おすすめしません
(パターン5) 資格のため	就業していない → 研修は受けられません

目 次

指針の目的	1
附則:「登録喀痰吸引等事業者」	
I. 実地研修実施にかかる留意事項	2
大前提	
1) 事前調整	
2) 利用者・家族との関係について	
3) 実地研修前のオリエンテーション	
4) 研修中の注意点	
II. 実地研修の内容及び評価	4
III. 研修生の研修実施記録について	5
1) 対象者の情報欄	
2) 指示書の確認欄	
3) 実施記録欄	
4) ヒヤリハット・アクシデント報告書	
IV. 指導看護師の評価のポイント	6
1) 評価について	
2) 共通項目	
3) 項目別評価ポイント	
V. 記録等の様式	10
VI. 喀痰吸引等研修実施要綱について(平成24年3月30日社援発0330第43号)	
(別添3は、3号研修の内容のため省略)	29

指針の作成経過と目的

平成23年6月に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布された。社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正も行われた。

平成28年度以降に介護福祉士となる者は、厚生労働省で定めた喀痰吸引等を行う事を業とすることができることになった。そのため、介護福祉士の国家試験受験にあたっては、医療的ケアの科目の履修が必須となり、利用者に喀痰吸引等を行うには、就業先での実地研修の修了が必須となった。

従来、都道府県と登録研修機関のみが修了証の交付が可能だったが、平成29年度より下記の要件を満たした事業所は修了証の発行が可能となる。

ただし現状において、指導看護師の能力、知識に応じて力量の差があることから、最終評価のばらつきが考えられる。この指針は実地研修を進めるにあたり、正しい評価で修了証が発行される事を目的としている。

附則：「登録喀痰吸引等事業者」

介護福祉士が、喀痰吸引等を業務として行うためには、事業所がサービス種類毎に「登録喀痰吸引等事業者」として、京都府に登録する必要があります。

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則26条の3第項第2項第2号において、喀痰吸引等行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して実地研修を行う事が定められております。

また、実地研修を行うにあたっては、公正かつ適切な習得程度の審査や、実地研修修了証の交付、帳簿の作成と保管、都道府県への報告が、要件となっています。

つきましては、必ず法令や通知を熟読し、適切な研修を行ってください。

法令・通知(厚生労働省のHPよりダウンロードできます)

- ・社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- ・社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号)
- ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第419号)
- ・介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布について
(社会福祉士及び介護福祉士関係)(平成23年社援発0622第1号)
- ・社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について
(喀痰吸引等関係)(平成23年社援発1111第1号)
- ・喀痰研修等研修要綱について(平成23年社援発03030第43号)

I. 実地研修実施にかかる留意事項

大前提

- ① 事業所が「登録喀痰吸引等事業者」として、京都府に登録していること
- ② 指導者研修を修了した看護師が、研修指導・評価を行うこと
- ③ 研修生は、介護福祉士であり、基本研修又は医療的ケアを修了していることを修了証や卒業証明書等書面で確認できること

1) 事前調整

- ① 介護福祉士の医療的ケアに関する知識、技術を確認すること
(経験年数なども勘案すること)
- ② 研修生の力量では、利用者の安全が確保できないと見込まれる場合は、強制的に実地研修を行わないこと
(研修生が実地研修を強く希望しても施設長・指導看護師などで研修実施の可否を検討すること)
- ③ 基本研修で学んできた喀痰吸引等の演習手順が、養成機関によって多少の差があることを理解し、京都府手順を基本に個々の利用者に沿うように指導を行うこと
- ④ 不特定多数の利用者に行為を行えるようになる資格のための研修であることから、できる限り、複数の利用者で実地研修をするのが望ましいこと
- ⑤ できる限り、複数の指導看護師が関わり、判断に公平性を保つこと
- ⑥ 医師の指示が絶対条件であること
- ⑦ 実地研修での必要物品を確認すること
(老健等で中央配管の吸引器があっても、研修はポータブル吸引器で行う。施設や在宅等生活の場での喀痰吸引等を行うための研修であるため)
- ⑧ リスクに対して対応できるように、事業所の体制が整っているか確認すること
- ⑨ 実地研修記録一式に関して5年間保存(同意書・計画書・実地研修記録用紙・評価表など) 修了者管理簿は永年保存
- ⑩ 実地研修を行うにあたり、他の職員の協力を得られるように説明を行うこと

2) 利用者・家族との関係について

- ① 一人の社会人としてのマナーなどについても確認すること
- ② 利用者、ご家族に説明し同意を得ること
- ③ 利用者のプライバシーが守られていること
- ④ 研修生は利用者に協力をしていただいている気持ちを理解して行っていること
- ⑤ 研修生が行うにあたり、利用者の状態が安定しており、安全かつ安楽な状態を保つこと

- ⑥ それぞれの施設の服務規程で研修を行い、まじめな態度で取り組むこと
- ⑦ 感染予防を理解して、手指の消毒、手袋、マスクなどの着用を行っていること

3) 実地研修前のオリエンテーション

- ① 個々の利用者に合わせた手順での実施方法を研修生に説明すること
- ② 利用者に実施する前に、個々の利用者に合わせた手順を覚えたかどうか、シミュレーションを行い、手順を間違えずにできるようになってから実施すること

4) 研修中の注意点

- ① 実地研修開始中であっても、合格が難しいと判断した場合は途中で中断し、利用者の安全確保を優先すること
- ② 難しいと判断した場合、喀痰吸引等研修委員会など関係者で検討を行い「医療的ケア」を実施しない選択枝もあることを示すこと
(全ての介護福祉士が医療的ケアをできなければならないわけではない)
- ③ 事故発生時対応
当該研修生の研修を中止し、施設長・指導看護師が中心となって問題箇所を確認・改善に努める。また事故報告書を作成し、治療が必要な状況になった場合には速やかに京都府に報告する。事故原因が解明・改善後、研修を再開する

II. 実地研修の内容及び評価

実地研修の内容

実施ケアの等の種類		実施回数	到達目標
実地研修	たんの吸引	口腔内吸引	10回以上
		鼻腔内吸引	20回以上
		気管カニューレ内部	20回以上
	経管栄養	胃ろう又は腸ろう	20回以上
経鼻		20回以上	

※5項目あるが、介護福祉士の実地研修は項目毎に登録なので、すべての項目を行わなくてもよい

※人工呼吸器装着者の吸引においては演習が必要なため、登録研修機関へ相談する

実地研修の評価について 具体例

【修了認定の基準】規定以上の回数を実施し、下記(ア)、(イ)のいずれも満たす場合

(ア) 累積成功率が70%以上

(イ) 最終3回のケア実施において不成功が1回もない(連続3回成功)

例) たんの吸引 口腔内(10回以上)の場合

累積成功率	最終3回	回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	修了認定
70.0%	全て成功	A氏	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○					合格
90.0%	不成功有り	B氏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×					不合格
60.0%	全て成功	C氏	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○					不合格
71.4%	全て成功	D氏	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	合格

※ 表中の「○」印は、評価票の全て項目について、指導者の評価結果が「【介護職員による喀痰吸引及び経管栄養のケア実施の手引き】の手順通りに実施できている」と認めたことを意味する(国の実地研修の評価表では、達成度がア、イ、ウ、エとあるが、アのみが合格)

※ 京都府の養成研修・フォローアップ研修参加者に配布している「介護職員等喀痰吸引等京都府研修手順書」は、演習及びプロセス評価用。実地研修では、京都府の手順書を基本に、医師の指示、利用者に合わせて手順に微修正すること

Ⅲ. 研修生の研修実施記録について

介福研修様式6 実地研修記録用紙 参照

1) 対象者の情報欄

- ① 利用者の病名などは簡単に記載
- ② どのような状態で指示が出たのか、今のバイタルなど簡潔明瞭に記載
- ③ 客観的な記載(自分だけがわかる主観のみの文章にしないこと)

2) 指示書の確認欄

- ① 研修生が行うにあたり利用者が安全である事が第一条件である
(全身状態を確認して行うなどの文言を記載)
- ② 吸引処置の場合、吸引圧、カテーテルの太さ、挿入の長さなど記載
- ③ 経管栄養処置の場合、栄養剤種類名、量、滴下数、時間、温度など記載
- ④ ②③共に、利用者ごとの留意点を記載

3) 実施記録欄

- ① 利用者の状態を客観的に記載 (ありのままの状態を記載)
- ② 研修生の記録は、できる限り当日記載とする
- ③ 指導看護師からの助言記載も、できる限り当日に行い研修生に返す
(記録用紙には、指導看護師の記載欄は特に設けていないが、振り返りと今後の課題欄にボールペンの色を変えるなど工夫すること)
- ④ 項目毎に、それぞれの規定回数の記録を行う必要がある
(例: 口腔吸引と鼻腔吸引を同じ記録用紙に記載しない)
- ⑤ 記載はパソコン入力でも可能であるが、同じ内容のコピーペーストの記録は認めない
- ⑥ 慢性的に経過されている利用者が多いこともあり、「前回同様」と記載されるが記録としては認めない
(日々の利用者の変化を読み取り、記載する必要性を研修中に指導すること)
- ⑦ 記録用紙の実地日時の欄に、必ず開始時間を記載すること
- ⑧ 項目毎に記録最終欄には、
必ず、実地研修施設長 氏名 印
指導看護師 氏名 印 の記名捺印をする
- ⑨ 記録は黒のボールペン又は万年筆で記載する(鉛筆・フリクションペン等は禁止)
- ⑩ 修正は黒のボールペン又は万年筆で誤字を二本線で引く。印は不要
(誤字を見せる事が前提であり、修正テープ、修正ペン、塗り潰し等は禁止)

介福研修様式7 ヒヤリハット・アクシデント報告書 参照

4) ヒヤリハット・アクシデント報告書(介護職員・指導看護師記載)

- ① 評価で(ア)以外の結果が出ている項目については全て記載すること
 - ② 指導看護師の助言欄も記載して振り返りも行う
- ※データ管理しリスクの予防につなげることが望ましい

※ 記録に関しては、何処の事業所も厳しく指導されていると考えますが、訴訟となると全て記録によって判断されます。記憶では適切なケアを行ったという法的根拠・証拠となりません。正しい記録の書き方が求められています。研修のときから注意をお願いします。

IV. 指導看護師の評価のポイント

1) 評価について

- ① 指導看護師独自の考えで指導は行わない
- ② 指導看護師の、吸引・経管栄養などの技術手順が自己流で実施されていることも懸念する。「介護職員等喀痰吸引等京都府研修手順書」に沿って指導を行う
- ③ 記録について、最終確認は指導看護師が行い施設長の承認をもらう
- ④ 評価について、最終確認は指導看護師及び施設長が行う
- ⑤ 研修中に問題が生じた時点で、直ぐに他の看護職及び上長と相談しながら対処する
- ⑥ 指導看護師が評価を合格と認めた場合、事業所が修了証の発行を行う
- ⑦ 指導看護師は公平な評価を行う

2) 共通項目

- ① 介護福祉士国家試験に合格し、登録していることを確認
(第29回以降の国家試験に合格していること)
- ② 利用者の情報確認(関係者が共有する)
- ③ 必要書類の確認(医師指示書・同意書・計画書など)
- ④ 看護職による利用者の安全確認
- ⑤ 必要物品の確認・器械の作動確認
- ⑥ 実施前に利用者間違いがないか確認
- ⑦ 実施前に利用者説明確認
- ⑧ 利用者のプライバシー保護確認
- ⑨ それぞれの処置に応じた安楽な体位の工夫確認

- ⑩ 正確な手指消毒確認(手順どおりの場所で正確な手指消毒がなされているか)
- ⑪ 滅菌手袋、半清潔手袋の操作の確認
- ⑫ 処置がスムーズに行えるように環境整備確認
- ⑬ 処置中、利用者に声をかけながら行っているか確認
- ⑭ 処置前・中・後に必要な観察が実施でき報告できているか確認
- ⑮ 処置後に素早く適切に後片付けができているか確認
- ⑯ 実施した内容が的確に記録されているか確認
- ⑰ 指導が手順書に沿って進められているか確認
- ⑱ ヒヤリ・ハット報告書は、達成度評価が(ア)以外の場合は必ず所定の用紙に記入しているかを確認

3) 項目別評価ポイント

内容	項目	評価ポイント
吸 引	口腔内	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔内の観察及び義歯の確認ができている ・口腔内吸引 10cm 以内で挿入している ・吸引圧 -30kPa、口腔内チューブ 14Fなど医師の指示を確認している ・圧をかけないように吸引チューブを曲げて挿入している ・口腔内はチューブの先端が、一か所にとどまらないように吸引している ・吸引後、吸引チューブは清浄綿で2回拭き取り、蒸留水を充分吸い上げ、吸引チューブの水きりをしてから保管容器に片付けている
	鼻腔内	<ul style="list-style-type: none"> ・鼻腔内吸引 10cm 以内で挿入している ・吸引圧 -30kPa、鼻腔内チューブ 12Fなど医師の指示を確認している ・圧をかけないように吸引チューブを曲げて挿入している ・鼻腔内挿入は角度に注意して静かに回しながら吸引している ・鼻腔内挿入は不快感が強いため、無理やり挿入しない ・吸引後、吸引チューブは清浄綿で2回拭き取り、蒸留水を充分吸い上げ、吸引チューブの水きりをしてから保管容器に片付けている <p>※注意: 口・鼻を一連で行った場合、どちらか一方のカウントとすること</p>

	<p>気管カニューレ内部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気管内7cm 以内で挿入している ・気管内吸引圧-20kPa、気管内チューブ 12Fなど医師の指示を確認している ・気管内は圧をかけながら吸引チューブを挿入している ・滅菌蒸留水、滅菌手袋を準備している ・気管カニューレ挿入周囲の皮膚の観察ができています ・気管カニューレの固定を確認している ・滅菌手袋を清潔に操作できる ・滅菌チューブの先端が、気管カニューレ周囲に触れないように挿入している ・吸引チューブと連結管を清潔に接続できている ・吸引チューブを滅菌袋から清潔に取り出せている ・特に呼吸状態の観察ができています ・処置終了後、清浄綿で拭き取り、滅菌蒸留水を充分吸い上げている ・終了後、滅菌手袋した手で、気管内吸引に使用したチューブを丸めてもち、チューブを包むように滅菌手袋を中表に脱ぎ、破棄している
<p>経管栄養</p>	<p>経鼻</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養剤の種類、量、注入時間、滴下数(10 秒/10 滴※)を確認している ※滴下数は医師の指示 ・鼻腔から栄養チューブ挿入の長さ(55cm※)を確認している ※栄養チューブ挿入の長さは医師の指示 ・栄養剤の温度を確認している ・栄養チューブのクレンメを正しく操作している ・栄養セットのチャンバーに1/3 程度貯めている ・点滴スタンドにボトルを吊るし、チューブ内の空気を抜いている ・イリルガートルの液面が胃部より50cmの高さに設定している ・特に観察項目として、体位、口腔内にとぐろを巻いていないか、嘔吐、呼吸状態、腹部等の観察ができています(根拠を理解している) ・終了後、連結を外す際は、鼻より高い位置でチューブを引っ張らないようにはずし、蓋を閉めている ・栄養剤注入後、白湯は医師の指示に従って落とす

	<p>胃ろう 及び腸ろ う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養剤の種類、量、注入時間、滴下数(10秒/10滴※)を確認している ※滴下数は医師の指示 ・イリルガーと胃ろう接続チューブは栄養剤を入れる前に接続している ・栄養剤の温度を確認している ・栄養チューブのクレンメが正しく操作できている ・栄養セットのチャンバーに1/3程度貯めている ・点滴スタンドにボトルを吊るし、チューブ内の空気を抜いている ・胃ろうボタンと栄養剤のチューブ接続時、利用者の腹部を圧迫していない ・ボタンの種類に合わせて適切に接続している ・胃ろうの蓋の開閉やチューブ着脱などの操作時、両手で行っている ・特に観察項目として体位、胃ろう周辺の皮膚発赤や出血の有無、栄養剤の もれの有無、腹部の膨満、嘔吐などの観察が行われている ・栄養剤注入後、白湯は医師の指示に従って落とす
<p>半 固 形 化 栄 養</p>	<p>胃ろう及 び腸ろう より注入</p>	<p>※注意 <u>半固形のみ20回の実地研修での修了は認めておりません。滴下の実 地研修と組み合わせて、20回としてください。</u> <u>水分補給など、白湯の注入を滴下(全開でなく)で行う場合は、滴下と してカウントできます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養剤の種類、量、注入時間、注入スピード(※医師の指示)を確認してい る ・半固形栄養と専用チューブが正しく接続できている ・体位は腹部を圧迫しない。注入後の体位は医師の指示に従う ・注入に要する時間は、約10～15分程度であるが、利用者の状態に応じてゆ っくり注入している ・観察項目は上記の胃ろう及び腸ろうに準ずる ・絞り器、加圧バック使用時は使用方法や注意点を理解している

V 記録等の様式

下記の参考様式を活用し、必ず、介護福祉士の実地研修に係る記録を整備・保管してください。

1 実地研修実施前

上記の書類は実地研修開始までに準備、確認すること

- ・介福研修様式 1 実地研修前準備チェック表
- ・介福研修様式 2 同意書
- ・介福研修様式 3 介護職員等喀痰吸引等指示書
- ・介福研修様式 4 実地研修実施計画書(利用者用)
- ・介福研修様式 5 実地研修実地計画書(研修生用)

2 実地研修実施中

研修毎に毎回、研修生と指導看護師が記載すること

- ・介福研修様式 6-1 実地研修記録用紙(喀痰吸引)
- ・介福研修様式 6-2 実地研修記録用紙(経管栄養)
※利用者毎、項目毎に必要
最終、指導看護師及び施設長が押印のこと
- ・介福研修様式 6-3 実地研修記録補足用紙
- ・介福研修様式 7 ヒヤリハット・アクシデント報告書
- ・介福研修様式 8 実地研修プロセス評価総合表

3 実地研修修了後

- ・介福研修様式 1-1 修了証明書
- ・介福研修様式 1-2 修了者管理簿(永年保存)
- ・介福研修様式 1-3 京都府への報告書(年に1回以上報告必要)

4 備考

- ・利用者の同意書、医師の指示書は、利用者の状態に変化がなければ6ヶ月有効

介福研修様式1 実地研修前準備チェック表

平成 年 月 日記入

番号		氏名		所属	
----	--	----	--	----	--

指導看護師氏名		所属	
---------	--	----	--

<事業所の体制>

- 喀痰吸引等事業者の登録がされている
(同じ事業所でも、事業種別、行為の種類別に登録が必要です)
- 事業所に「実地研修実施体制」が整備されている
- 研修全体の最終的責任者が定められている(最終責任者氏名:)
- 損害賠償保険が、研修に対しても適用される
- 緊急時の対応手順・体制が定められ、緊急時連絡体制も確立している
- ヒヤリハット事例の蓄積、分析を評価・検証を行う体制が確立している
- 必要な書類が整備されている
- 修了者管理簿の永年管理、京都府への報告等が定められている

<今回の研修について>

- 研修生は介護福祉士の登録をしている(登録番号)
- 研修生は、基本研修又は医療的ケアを修了している(確認書類)
- 指導看護師は、指導者養成研修を修了している(修了証確認)
- 介護福祉士の研修に対する、利用者の同意がある(書面)
- 介護福祉士の研修に対する、医師の指示がある(書面)
- 具体的な研修計画が作成されている
- 当該利用者に関する技術手順、マニュアル等が整備されている

介福研修様式2

同意書

平成 年 月 日

(施設長又は事業所長)

氏名： _____ 様

住所： _____

(対象となる利用者)

氏名： _____ 印

私は、貴施設（または事業所）において介護職員によるたんの吸引等の事業に協力することに同意いたします。

なお、先に説明があった介護職員による下記のケア（チェック有）の実施について同意いたします。

- 口腔内のたんの吸引
- 鼻腔内のたんの吸引
- 気管カニューレ内部のたんの吸引
- 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 経鼻経管栄養

代理人・代筆者氏名： _____ 印（本人との続柄： _____）

※対象となる方が署名若しくは記名押印を行うことが困難な場合には、家族等の代理人・代筆者が記入し、当該代理人・代筆者も署名又は記名押印を行ってください。

※この同意書は事業所側で保管しますが、この同意書に署名又は記名押印した者もそれぞれの同意書の写しを保管することが望まれます。

介護職員等喀痰吸引等指示書

標記の件について、下記の通り指示いたします。

指示期間（平成 年 月 日～ 年 月 日）

事業者		事業者種別			
		事業者名称			
対象者	氏名		生年月日	明・大・昭・平	年 月 日 (歳)
	住所	〒 () -			
	要介護認定区分	要支援 (1 2) 要介護 (1 2 3 4 5)			
	障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4 区分5 区分6
	主たる疾患(障害)名				
実施別行為種別		口腔内の喀痰吸引 ・ 鼻腔内の喀痰吸引 ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養 ・ 腸ろうによる経管栄養 ・ 経鼻経管栄養			
具体的な提供内容					
指示内容	喀痰吸引(吸引圧、吸引時間)				
	経管栄養(栄養剤の内容、投与時間、投与量、注意事項等を含む)				
	その他留意事項(介護職員等)				
	その他留意事項(看護職員)				
(参考) 使用医療機器等		1. 経鼻胃管	サイズ: _____ Fr、種類:		
		2. 胃ろう・腸ろうカテーテル	種類: ボタン型・チューブ型、サイズ: _____ Fr, _____ cm		
		3. 吸引器			
		4. 人工呼吸器			
		5. 気管カニューレ			
		6. その他			
緊急時の連絡先 不在時の対応法					

- 「事業者種別」欄には、介護保険法、障害者総合支援法等による事業の種別を記載すること。
- 「要介護認定区分」または「障害支援区分」欄、「実施別行為種別」欄、「使用医療機器等」欄については、該当項目に○を付し、空欄に必要事項を記入すること。

上記のとおり、指示いたします。

平成 年 月 日

機関名
住所
電話(FAX)
医師氏名

印

(登録喀痰吸引等(特定行為)事業者の長) 殿

実地研修実施計画書（利用者用）

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

指導看護師氏名 _____

対象利用者名	
実施期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
ケアプラン上の課題	
アセスメント	
実施上の留意点	

実地研修 記録用紙

研修生氏名 《 》

介福研修様式6-1 ※記入例

※該当項目を○で囲む

項目; たんの吸引(口腔 鼻腔 気管カニューレ)

対象者の情報

11号室○都○郎氏(フルネームは書かない。例では、京都市太郎氏の場合、○都○郎氏としている。)

普段から痰が多く、口腔内にたんが溜まっていることが多い。平常時のバイタルサインは、呼吸は16回前後、体温は36.2℃前後、血圧は130代/90代、と安定した状態であり、本日も朝のバイタルチェックで状態の変化はなかった。看護師より口腔内吸引は適宜実施してもよいとの指示を受けている。

指示書の確認

全身状態が安定していることを確認して実施する。

口腔内吸引圧 -30KPa カテーテル 14Fr 10 cm挿入

実施記録

回数	実施日時	対象者の状況	実施する際に留意した点・実施内容	振り返りと今後の課題	指導看護師
1	平成24年 1月12日(木) 9:00	訪床時、口腔内にたんが溜まった状態で、ゴロ音あり呼吸しにくい様子であった。 吸引する前の利用者の表情等も御記入ください。	吸引器の作動確認と吸引圧の確認を行った。 吸引は本日2回でありバイタルを確認後、10秒間実施し、白色痰吸引できゴロ音消失した。	吸引後の吸水後、チューブの水切りを忘れた。 チューブ挿入時、圧をかけない点で迷いがあつた。それぞれ意味を再指導してもらつた。また、しっかりと理解していないと適切に出来ない と指導を受けた。	○○
2	1月12日(木) 11:25	注:利用者さまに大きな変化がないとは思いますが、全ての項目内に上記同様とか前記同様と記されている事があります。研修中に日々の変化を読み取って記入するように指導してください。		利用者様の表情及びコミュニケーションにより得た内容なども記入してください。吸引後などの表情等。 指導看護師から気になる点、注意点などを御記入いただければ、研修生は継続して繋がると思います。	
3					

実地研修 記録用紙

介福研修様式6-1

※該当項目を○で囲む

項目; たんの吸引(口腔 鼻腔 気管カニューレ)

研修生氏名《 》

対象者の情報

--

指示書の確認

--

実施記録

回数	実施日時	対象者の状況	実施する際に留意した点・実施内容	振り返りと今後の課題	指導看護師

上記のとおり実地研修を修了したことを認めます

実地研修施設長 氏名

印

指導看護師 氏名

印

実施記録

回数	実施日時	対象者の状況	実施する際に留意した点・実施内容	振り返りと今後の課題	指導看護師

上記のとおり実地研修を修了したことを認めます

実地研修施設長 氏名

印

指導看護師 氏名

印

実地研修 記録用紙

研修生氏名《 》

介研修様式6-2 ※記入例

※該当項目を○で囲む《 項目；経管栄養（胃ろう・腸ろう・半固形） 経鼻経管 》

対象者の情報

11号室○都○郎氏（フルネームは書かない。例では、京都太郎氏の場合、○都○郎氏としている。）

食べるとむせ込んで肺炎等を起こしやすいため、胃ろうの実施がされている。平常時のバイタルサインは変化なし、腹部膨満感なく、挿入部の状態も安定していた状態であった。看護師のアセスメントは終了しており、食事時間に実施可能との指示を受けている。

指示書の確認

PGEは「ボタン型バルーン」、全身状態が安定していることを確認して実施する。咳き込みの状況を観察してください。
 エレメントール 200ml×3回 / 1日 10秒 8滴。食事後、白湯 30mlの注入

実施記録

回数	実施日時	対象者の状況	実施する際に留意した点・実施内容	振り返りと今後の課題	指導看護師
1	平成 24 年 1月 12 日(木) 9:00	朝食。咳き込みもなく安定した様子であった。挿入部の発赤なく問題なし。腹部膨満、嘔気等なし 経管栄養する前の利用者の表情等も御記入ください。 注:利用者さまに大きな変化がないとは思いますが、全ての項目内に上記同様とか前記同様と記されている事があります。研修生は変化を感じて記入するように指導してください。	経管栄養の説明を行った。本人のエレメントールであることを確認した。 ○指示とおりに注入し、注入中、注入後の観察を行った。 ○利用者の体位、滴下の状態、気分等の観察を行った	ギャッジアップを忘れそうになった。 手順を再度、確認し適切に行うようにする	〇〇
2				利用者様の顔の表情及びコミュニケーションにより得た内容なども記入してください。吸引後などの表情等 指導看護師から気になる点など少しコメントを朱字等でご記入いただければ、なお解りやすいです。	
3					

実地研修 記録用紙 《 研修生氏名 《 》 》

介福研修様式6-2

※該当項目を○で囲む《 項目；経管栄養（胃ろう・腸ろう・半固形）経鼻経管 《 》

対象者の情報

--

指示書の確認

--

実施記録

回数	実施日時	対象者の状況	実施する際に留意した点・実施内容	振り返りと今後の課題	指導看護師

上記のとおり実地研修を修了したことを認めます
 実地研修施設長 氏名 印
 指導看護師 氏名 印

介福研修様式6-2
 ※該当項目を○で囲む
 実地研修 記録用紙
 研修生氏名《 》

《 項目；経管栄養（胃ろう・腸ろう・半固形）経鼻経管 》

実施記録

回数	実施日時	対象者の状況	実施する際に留意した点・実施内容	振り返りと今後の課題	指導看護師

上記のとおり実地研修を修了したことを認めます
 実地研修施設長 氏名 印
 指導看護師 氏名 印

介福研修様式6-1-3 補足用紙

回数	実施日時	対象者の状況	実施する際に留意した点・実施内容	振り返りと今後の課題	指導看護師

介福研修様式8 実地研修プロセス評価総合表

受講番号	氏名
------	----

研修コース(該当に○をつけてください)

吸引(口腔・鼻腔・鼻腔・気管カニューレ)

経管栄養(胃ろう・腸ろう、経鼻経管)

ア、一人で実施し、手引きの手順通り実施できている。
 イ、一人で実施しているが、手引きの手順をぬかしたり、間違えており、実施後に指導を受けた。
 ウ、一人で実施しているが、手引きの手順をぬかしたり、間違えており、その場で指導を受けた。(その場では見過ごせないレベル)
 エ、一人での実施を任せられるレベルにはない。

実地研修	回数	指導内容																					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
成功の有無																							
実施準備																							
ケア実施																							
結果確認報告																							
片付け																							
評価記録																							

第 号

(各事業所での研修生の登録番号記入)

修了証明書

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

あなたは、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年12月15日厚生省令第49号)第26条の3第2項第2号に定める喀痰吸引等研修のうち以下の行為を修了したことを証します。

(下記項目中、実地研修を修了した行為のみ記入)

1 実地研修を修了した行為

- ・口腔内のたんの吸引
- ・鼻腔内のたんの吸引
- ・気管カニューレ内部のたんの吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・経鼻経管栄養

2 実地研修を終了した登録喀痰吸引等事業者

- (1)登録番号 26200000●(喀痰吸引等登録番号)
(2)事業所名 ●●デイサービス(研修生の所属事業所)
(3)事業種別 通所介護(研修生の所属事業所の事業種別)

平成 年 月 日

〇〇法人 △△(法人名)
代表者 理事長 □□(理事長名) 印

平成 年 月 日

京都府知事殿

申請法人

法人代表者

印

喀痰吸引等研修 実施結果報告書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の5第1項第2号に定める介護福祉士の実地研修について、下記の通り実施したので、施行規則第26条の3第2項の規定に基づき報告します。

事業所	事業所番号				
	事業所名称				
	事業所所在地	(郵便番号 -) 京都府			
	サービス種類				
	電話番号				
研修内容	年度 1回目	実施場所			
		実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
		受講者数	人	修了者数	人
		実地行為種別	口腔 人 経鼻経管 人	鼻腔 人 胃ろう腸ろう 人	気管カニューレ 人
		ヒヤリハット数			
	年度 2回目	実施場所			
		実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
		受講者数	人	修了者数	人
		実地行為種別	口腔 人 経鼻経管 人	鼻腔 人 胃ろう腸ろう 人	気管カニューレ 人
		ヒヤリハット数			
	年度 3回目	実施場所			
		実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
		受講者数	人	修了者数	人
		実地行為種別	口腔 人 経鼻経管 人	鼻腔 人 胃ろう腸ろう 人	気管カニューレ 人
		ヒヤリハット数			
研修担当者の 氏名及び連絡先	氏名				
	電話番号				

添付資料

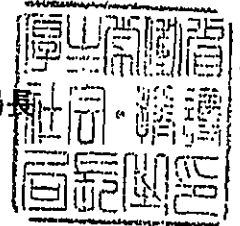
修了者管理簿(参考様式 介福研修様式12)



社援発0330第43号
平成24年 3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長



喀痰吸引等研修実施要綱について

今般、下記のとおり、「喀痰吸引等研修実施要綱」を定めたので、御了知の上、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は医政局及び老健局に協議済みであることを申し添える。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

「喀痰吸引等研修実施要綱」

「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。)附則第4条に定める「喀痰吸引等研修」、及び施行規則第26条の3第2項第2号に定める「介護福祉士の実地研修」(以下「喀痰吸引等研修等」という。)の具体的な実施方法、修得程度の審査方法等については、別添1～4により行われるものであること。

別添1: 喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について

別添2: 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について

別添3: 社会福祉法及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の修得程度の審査方法について

別添4: 介護福祉士の実地研修の実施について

別添1

喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について

1. 実施体制の整備

喀痰吸引等研修の実施主体である都道府県又は登録研修機関においては、当該研修の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成される「喀痰吸引等研修実施委員会」(以下、「研修委員会」という。)を整備すること。

研修委員会は、当該研修の担当責任者のほか、研修講師複数名、その他の関係者により構成することとし、別添2及び別添3に定める研修評価に関する実務のほか、本通知において定める研修事務等を行うための検討と実施に関する責務を担うものであること。

また、本研修はその内容として医行為について取り扱うものであることから、研修講師としての業務従事如何に関わらず、医師及び看護職員(保健師、助産師及び看護師)の有資格者について、それぞれ1名以上を構成委員とすること。

ただし、第三号研修の登録研修機関においては、小規模な事業所も想定されることから、研修委員会の構成委員については、研修講師を複数名とすることや医師又は看護職員を含めることが困難な場合があること、当該研修の担当責任者が研修講師を兼務することなど当該事業所の実情に応じた形態が考えられること。

2. 研修事務

(1) 研修実施計画

研修の実施に先駆けて、研修実施計画を策定すること。

研修実施計画は、研修実施日程、研修実施期間(1回あたりの喀痰吸引等研修の実施期間)、研修実施場所、研修委託の有無、研修受講定員、研修講師数、研修教材等設備調達方法、資金運用方法、修得程度審査方法、その他当該喀痰吸引等研修に関し必要な事項等を含むものであること。

研修実施計画の策定については、上記1の研修委員会の構成委員のほかに、当該研修に関与する経理担当者等、必要な者についても適宜参画させること。

策定した研修実施計画については、研修実施主体における組織的な承認を得るとともに、より適切妥当な研修実施に資するよう、適宜、見直しや検証を行うよう努めること。

研修実施計画は、省令及び通知に定める研修の実務に関する規程(業務規程)との整合性を図るとともに、その策定単位については、研修実施期間や実施年度、実施場所等を勘案し、

策定すること。

研修受講者の研修受講進捗状況等の管理についても、当該研修実施計画に基づき行うこととし、当該管理については、「喀痰吸引等研修研修修了者管理簿」(別紙1)を参考として帳簿作成を行うとともに、登録研修機関においては、都道府県からの求め等の必要に応じて、適宜、提出を行えるようにしておくこと。なお、登録研修機関において都道府県に対して、適宜、研修実施結果の報告を行う場合に置いては、「喀痰吸引等研修実施結果報告書」(別紙2)を参考として行うこと。

(2) 研修教材の選定

研修教材については、以下に示す教材等を参考とし、研修委員会において選定を行うこと。

なお、下記の研修教材の提示については、喀痰吸引等研修の円滑実施に資することを目的に技術的助言として行われるものであることから、これに拠らない研修教材を使用しても差し支えないこと。

○研修テキスト(指導上の手引きを含む。)

(ア) 第1号研修・第2号研修

「訪問看護と訪問介護の連携によるサービス提供のあり方に関する研究調査事業～介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修カリキュラム等策定に関する研究事業～」(平成23年度老人保健健康増進等事業、実施主体:(社)全国訪問看護事業協会)において作成した『介護職員によるたんの吸引等の研修テキスト』

(イ) 第3号研修

平成23年度「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業」において厚生労働省が作成した『介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)の研修テキスト』

○「喀痰吸引等研修 指示書」

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官通知)の別添1中、別紙様式34に定める「介護職員等喀痰吸引等指示書」

○「喀痰吸引等研修 計画書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式1『喀痰吸引等業務(特定行為業務)計画書』

○「喀痰吸引等研修 同意書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式2『喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書』

○「喀痰吸引等研修 報告書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成 24 年 3 月 28 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式3『喀痰吸引等業務(特定行為業務)実施状況報告書』

○ヒヤリハット様式

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成 24 年 3 月 28 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式4『喀痰吸引等業務(特定行為業務)ヒヤリハット・アクシデント報告書』

(3) 研修講師の選定

喀痰吸引等研修の業務を実施する研修講師については、研修委員会において公正・中立な選定を行うこと。

ただし、第三号研修の登録研修機関においては、小規模な事業所も想定されることから、研修講師が構成委員を兼務することで差し支えない。

研修講師候補者については、履歴等を提出させ、講師要件との整合性や適正等につき、十分な審査を行うこととし、適宜、当該研修講師候補者への面接、ヒアリング等についても行うよう努めること。なお、研修講師候補者に提出させる履歴については、「喀痰吸引等研修研修講師履歴書」(別紙3)を参考とし行うこと。

また、研修講師については、以下の区分に基づく管理を行うこと。

- ・講義を担う研修講師：講義担当講師
- ・演習を担う研修講師：演習指導講師
- ・実地研修を担う研修講師：実地研修指導講師

(4) 筆記試験に関する事務

基本研修(講義)における修得程度の審査(知識の定着の確認)として行われる筆記試験については、研修委員会において事務規程等の取り決めを策定するとともに、当該筆記試験問題の作成、筆記試験の実施、審査判定等の実施事務について責務を担うものであること。なお、事務規程の整備においては、「筆記試験事務規程(参考例)」(別紙4)を参考とし行うこと。

(5) 実地研修に関する事務

実地研修の実施については、都道府県又は登録研修機関自らが実施する場合、又は委託を行う場合のいずれの場合においても、研修委員会において事務規程等の取り決めを策定するとともに、実地研修を行う機関(以下「実地研修実施機関」という。)の選定においては、下記に示す「実施研修実施機関選定基準」を参考とし、適切に選定を行うこと。なお、実施研修実施機関への委託承諾については、「喀痰吸引等研修実地研修実施機関承諾書」(別紙5)を参考とし行うこと。

○実施研修機関選定基準

- ・ 実施研修指導講師である医師及び看護職員との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。
- ・ 当該管理体制の下、実地研修における書面による医師の指示、実地研修協力者である利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等(以下、「実地研修協力者」という。)の書面による同意承認(同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続の確保を含む。)、事故発生時の対応(関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。)、実地研修協力者の秘密の保持(関係者への周知徹底を含む。)等に関する規程整備がなされていることなど、実地研修を実施する上で必要となる条件が担保されること。
- ・ 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存できること。

3. 研修実施上の留意事項

喀痰吸引等研修の実施にあたっては、以下の点に留意して行うこと。なお、これらの留意事項についても、適宜、研修委員会において具体的な取り決めを行うとともに、研修を委託により行う場合においても同様の取扱とすること。

- (1) 基本研修(講義)は集合的な研修実施で差し支えないが、基本研修(演習)については少人数のグループを編成して実施すること。
- (2) 研修実施日程、研修開催期間、研修受講定員等の規模等の設定にあたっては、研修受講者の多くが現従事者(現に介護等の業務に従事している者)であること等の状況を鑑み、開講日や時間等について工夫をするなど、適宜受講し易い環境設定に配慮すること。
- (3) 喀痰吸引等研修の実施主体である都道府県又は登録研修機関においては、当該研修事業の実施に先駆けて、損害賠償保険制度(実地研修を保険対象に含むもの)に加入しておくなど、実地研修の実施における安全確保措置として適切な対応を図ること。

別添2

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について

1. 筆記試験による知識の定着の確認

(1) 基本方針

基本研修(講義)については、筆記試験により、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための知識を修得していることを確認すること。

(2) 出題範囲

以下のとおりとすること。

研修課程	出題範囲
省令附則第四条別表第一の①講義	左同
省令附則第四条別表第二の①講義	左同

(3) 出題形式

客観式問題(四肢択一)により行うこと。

(4) 出題数及び試験時間

出題数30問、試験時間60分を下限とし実施すること。

(5) 問題作成指針

以下ア～エに基づき作成すること。

ア 細かな専門的知識を要求する問題を避け、医学的な問題に偏らず、喀痰吸引等を中心とした内容となるよう配慮すること。

イ 次のことについて基礎的知識を問う問題を中心とすること。

- ・対象者を観察した内容を適確に表現できる用語や指示が理解できる知識
- ・喀痰吸引等について行為の根拠や目的及び技術に関する知識

ウ 知識の想起及び理解を問う問題を中心に出題すること。

エ 試験問題の作成にあたっては複数からなる専門領域の異なる立場の者が検討し、問題の客観的な妥当性を高めるよう工夫すること。

(6) 合否判定基準

総正解率が9割以上の者を合格とすること。

また、筆記試験の総正解率が9割未満の者については、別添1に定める「喀痰吸引等研修実施委員会」において、その取扱方針を定めておくこと。

2. 評価による技能修得の確認

(1) 基本方針

基本研修(演習)及び実地研修については、評価の実施より、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための技能を修得していることを確認すること。

(ア) 基本研修(演習)評価

研修受講者が、演習指導講師の指導の下、演習シミュレーター(吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式)、人体解剖模型、その他演習に必要な機器(吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等)を用いて、演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、演習指導講師が評価すること。

(イ) 実地研修評価

研修受講者が、実地研修指導講師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを、実施研修指導講師が評価すること。

評価は、実際の喀痰吸引等の提供が安全管理体制の確保、医師・看護職員・介護職員等の連携確保や役割分担、医師の文書による指示等の条件の下で実施されることを念頭においた基本研修(演習)又は実地研修を実施した上で行うこと。

(2) 実施手順

基本研修(演習)及び実地研修の実施手順は、以下のSTEP1～STEP8の順を踏まえ行うこととし、このうちSTEP4～8について、以下に示す「基本研修(演習)及び実地研修類型区分」の区分毎に、「基本研修(演習)及び実地研修評価基準・評価票」(別添資料)を用いた評価を行うこと。

なお、具体的な実施手順については、以下に示す「実施手順参考例」を踏まえ行うこと。

STEP1:安全管理体制確保(※実地研修のみ。)

実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、実地研修指導講師である医師が実地研修指導講師である看護職員とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。

STEP2:観察判断(※実地研修のみ。)

研修受講者の実地研修の実施毎に、実地研修指導講師が、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。

STEP3:観察

研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。

STEP4:準備

研修受講者が、研修講師である医師の指示等の確認、手洗い、必要物品の用意や確認など、演習又は実地研修の実施に必要な準備を行う。

STEP5:実施

研修受講者が、喀痰吸引等の演習又は実地研修を実施し、安全に行われたかどうかを確認する。

※経鼻経管栄養の場合の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を除く。

STEP6:報告

研修受講者が、演習シミュレーター又は実施研修協力者の喀痰吸引等の実施後の状態を研修講師に報告する。

STEP7:片付け

研修受講者が、演習又は実地研修で使用した物品等を片付ける。

STEP8:記録

研修受講者が、演習又は実地研修で行った喀痰吸引等について記録する。

○基本研修(演習)及び実地研修類型区分

省令上の行為 (省令別表第1及び第2)	類型区分	
	通常手順	人工呼吸器装着者
口腔内の喀痰吸引	1-①	1-②
鼻腔内の喀痰吸引		
気管カニューレ内部の喀痰吸引	1-③	1-④
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	1-⑤	-
経鼻経管栄養	1-⑥	-
救急蘇生法	-	-

1-①:喀痰吸引 -口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)-

1-②:喀痰吸引 -口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者:非侵襲的人工呼吸療法)-

1-③:喀痰吸引 -気管カニューレ内部吸引(通常手順)-

1-④:喀痰吸引 -気管カニューレ内部吸引(人工呼吸器装着者:侵襲的人工呼吸療法)-

1-⑤:経管栄養 -胃ろう又は腸ろうによる経管栄養-

1-⑥:経管栄養 -経鼻経管栄養-

○実施手順参考例

(ア) 基本研修(演習)実施手順(例)

- ①標準的なレベルの演習シミュレーターに対して、演習指導講師が1回の実演を行う。
- ②グループ試行として、研修受講者はグループになり1人1回実施し、演習指導講師はグループに対して、観察・指導を行う。
- ③全ての研修受講者に「基本研修(演習)及び実地研修類型区分」の区分毎に、省令別表に定める以上の演習を行わせる。
- ④演習指導講師は、演習実施毎に「基本研修(演習)評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の演習の改善につなげる。

(イ) 実地研修実施手順(例)

- ① 実地研修協力者の状態像を踏まえ、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が実施可能かについて、医師である実地研修指導講師の承認を得る。※、初回実施前及び実地研修協力者の状態が変化した時点において必要。
- ② 実地研修指導講師は、実地研修協力者の喀痰吸引等を行う部位及び全身の状態を観察し、研修受講者が実施可能かについて確認する。
- ③ 実地研修指導講師は、研修受講者が喀痰吸引等を実施している間においては、実地研修協力者の状態の安全等に注意しながら研修受講者に対して指導を行う。
- ④ 実地研修指導講師は、実施研修実施毎に「実地研修評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の実地研修実施の改善につなげる。また、研修受講者の喀痰吸引等に関する知識及び技能の到達度を踏まえながら、指導を継続していく。

(3) 実施上の留意事項

(ア) 上記(2)STEP1～8に示す実施手順における研修講師の役割分担について

基本研修(演習)及び実地研修の研修講師である医師又は看護職員の役割分担については、以下の①及び②を参考として効果・効率的な実施を行うこと。

- ① STEP2において、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施することができるか判断に迷う場合は、実地研修指導講師である医師の判断を確認すること。
- ② STEP3～8のいずれかの段階において、研修受講者が、緊急時対応の必要性や実地研修協力者の異常等を確認した場合においては、演習又は実地研修の研修講師である医師又は看護師が観察判断を行うこと。

(イ) 研修受講者の実施できる範囲について

実地研修においては、上記(2)STEP4~8の研修受講者が実施する行為について、下表「実地研修実施上の留意点」に基づき実施すること。

なお、(エ)の経鼻経管栄養の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、研修受講者が行うことができないことから、基本研修(演習)のSTEP5においても、演習指導講師である医師又は看護職員が行うこと。

○実地研修実施上の留意点

(ア) 研修受講者が行うことができる標準的な許容範囲

(イ) 一定の条件の下、かつ、実地研修指導講師との役割分担の下、研修受講者が行うことができる許容範囲

(ウ) 一定の条件の下、研修受講者が行うことができる許容範囲

(エ) 研修受講者が行うことができないもの

	喀痰吸引	経管栄養
(ア)	<p>咽頭より手前の範囲で吸引チューブを口から入れて、口腔の中まであがってきた痰や、たまっている唾液を吸引することについては、研修受講者が基本研修を踏まえた手順を守って行えば危険性は相対的に低いことから差し支えないこと。</p>	<p>経管栄養開始時における胃腸の調子の確認は、実地研修指導講師が行うことが望ましいが、開始後の対応は研修受講者によっても可能であり、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が行うことは差し支えないこと。</p>
(イ)	<p>以下の観点を踏まえ、研修受講者は咽頭の手前までの吸引を行うにとどめることが適切であり、咽頭より奥の気道の喀痰吸引については許容範囲としないこと。</p> <p>なお、鼻腔吸引においては対象者の状態に応じ「吸引チューブを入れる方向を適切にする」、「左右どちらかのチューブが入りやすい鼻腔からチューブを入れる」、「吸引チューブを入れる長さを個々の対象者に応じて規定しておく」等の手順を守ることにより、個別的には安全に実施可能である場合が多いので留意すること。</p> <p>※ 鼻腔吸引においては、鼻腔粘膜やアデノイドを刺激しての出血がまれではあるが生じる場合や、また、鼻や口から咽頭の奥までの吸引を行えば敏感な対象者の場合、嘔吐や咳込み等の危険</p>	/

	性があり、一般論として安全であるとは言い難いため。	
(ウ)	<p>気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど危険性が高いことから、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とすること。</p> <p>特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行っている間は人工呼吸器を外す必要があるため、実地研修指導講師及び研修受講者は、安全かつ適切な取扱いが必要であることに留意すること。</p>	
(エ)		<p>経鼻経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があることから、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。</p> <p>経鼻経管栄養に比べて相対的に安全性が高いと考えられるが、胃ろう・腸ろうの状態そのものに問題がないかどうかの確認について、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。</p>

(4) 評価判定

基本研修(演習)及び実地研修の総合的な評価判定は、研修受講者毎に、技能修得の判定を行うこと。

(ア) 基本研修(演習)評価判定

当該研修受講者が、省令で定める修得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の演習を実施した上で、「基本研修(演習)評価票」の全ての項目についての演習指導講師の評価

結果が「基本研修(演習)評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認めることとし、実施研修については、基本研修の修了が確認された研修受講者に対して行うこと。

なお、演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全課程を受講させること。

(イ) 実地研修評価判定

当該研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について実地研修指導講師の評価結果が、「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合であって、下記(a)、(b)のいずれも満たす場合において、研修修了の是非を判定し研修修了証明書の交付を行うこと。

なお、実地研修の修了が認められなかった者については、再度、実地研修の全課程を受講させること。

(a) 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること。

(b) 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。

別添資料

基本研修(演習)及び実地研修評価基準・評価票

1. 評価判定基準

(1) 基本研修(演習)評価判定基準

- 基本研修(演習)を行った各研修受講者毎、かつ、各評価項目毎について、以下のア～ウの3段階で演習指導講師が評価すること。

ア	評価項目について手順通りに実施できている。
イ	評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。
ウ	評価項目を抜かした。(手順通りに実施できなかった。)

(2) 実地研修評価判定基準

- 実地研修を行った各研修受講者毎、かつ、各評価項目毎について以下のア～ウの3段階で実地研修指導講師が評価すること。

ア	1人で実施できる。 評価項目について手順通りに実施できている。
イ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 実施後に指導した。
ウ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 その場では見過ごせないレベルであり、その場で指導した。
エ	1人での実施を任せられるレベルにはない。

2. 類型区分別評価項目

- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)別紙1-1
- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者・非侵襲的人工呼吸療法).....別紙1-2
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(通常手順).....別紙1-3
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(人工呼吸器装着者・侵襲的人工呼吸療法).....別紙1-4
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養.....別紙1-5
- ・経鼻経管栄養.....別紙1-6

参考: 類型区分別評価項目数一覧

	類型区分					
	喀痰吸引 口腔内・鼻 腔内吸引 (通常手順)	喀痰吸引 気管カニ ューレ内 部 (通常手順)	喀痰吸引 口腔内・鼻 腔内吸引 (人工呼吸器 装着者・非侵 襲的人工呼吸 療法)	喀痰吸引 気管カニ ューレ内 部 (人工呼吸器 装着者・侵襲 的人工呼吸療 法)	胃ろう又は 腸ろうによ る経管栄養	経鼻経管栄 養
STEP4: 準備	1~4	1~4	1~4	1~4	1~6	1~6
STEP5: 実施	5~27	5~30	5~27	5~30	7~17	7~16
STEP6: 報告	28~30	31~34	28~30	31~34	18~20	17~19
STEP7: 片付け	31・32	35・36	31・32	35・36	21	20
STEP8: 記録	33	37	33	37	22	21
項目数 計	33	37	33	37	22	21

3. 基本研修(演習)評価票

- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)別紙2-1
- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者・非侵襲的人工呼吸療法).....別紙2-2
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(通常手順).....別紙2-3
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(人工呼吸器装着者・侵襲的人工呼吸療法).....別紙2-4
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養.....別紙2-5
- ・経鼻経管栄養.....別紙2-6

4. 実地研修評価票

- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)別紙3-1
- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者・非侵襲的人工呼吸療法).....別紙3-2
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(通常手順).....別紙3-3
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(人工呼吸器装着者・侵襲的人工呼吸療法).....別紙3-4
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養.....別紙3-5
- ・経鼻経管栄養.....別紙3-6

別添4

介護福祉士の実地研修の実施について

1. 趣旨

省令第26条の3第2項第1号及び第2号において登録喀痰吸引等事業者が満たすべき登録基準として、介護福祉士の実地研修の実施につき規定されているところであるが、当該実地研修については、喀痰吸引等研修と同程度以上のものを実施することとされていることから、実施研修の実施にあたっては、別添1～3に定めるもの(実地研修に関する部分のみ)を踏まえるとともに、以下のとおりの取扱いとすること。

2. 実地研修実施体制の整備等

(1) 実施体制

登録喀痰吸引等事業者においては、当該研修の実施及び修得程度の審査を構成かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成される「実地研修実施体制」を整備すること。

当該実施体制には、当該研修の担当責任者のほか、研修講師、その他の関係者により構成し、研修実施、研修評価、研修事務等を行うための検討と実施に関する責務を担うものであること。

また、本研修はその内容として医行為について取り扱うものであることから、事業者での所属の如何に関わらず、医師及び看護職員(保健師、助産師及び看護師)の有資格者について、それぞれ1名以上を構成員とすること。

なお、当該実施体制について、上記に掲げる内容について実施が可能な場合においては、安全委員会等の既存の研修実施体制の活用、複数登録喀痰吸引等事業者による共同実施等を行っても差し支えない。

(2) 研修の実施

研修の実施については、別添1に定めるもの(実地研修に関する部分のみ)のほか、以下の点に留意し実施を行うこと。

○研修計画の策定

研修受講者、研修講師双方の当該研修以外の業務に支障のないよう配慮を行うよう、務めること。

○研修受講者及び研修修了者等の管理

省令第26条の3第2項第2号を踏まえ行うとともに、省令第1条各号に掲げる行為毎の管理について徹底すること。

○研修教材

研修受講者が介護福祉士養成課程等において修得してきた一般的な知識及び基本的な技能の修得内容を確認しながら、当該登録喀痰吸引等事業者等における喀痰吸引等の実施において具体的に使用している書面等を活用することなどにより、より実践的な修得を促すよう努めること。

○研修講師

連携協力機関等の外部機関の研修講師を活用する場合には、研修講師所属機関等への配慮、研修受講者の個人情報の徹底など、当該研修を適切に実施するための取り決め等の整備を行うよう努めること。

○損害賠償保険制度への加入

実地研修についても対象となる損害賠償保険制度へ加入しておくなど、実地研修の実施における安全確保措置としての適切な対応を徹底すること。

(3)実地研修に関する修得程度の審査方法等

研修の修得程度の審査等については、別添2及び3に定めるもの(実地研修に関する部分のみ)に留意し実施を行うこと。

「登録喀痰吸引等事業者」実地研修についての指針(指導看護師用)

作成者名簿(敬称略)

<作成者>

氏名	所属
雨宮 春子	医療法人社団洛和会 喀痰吸引等研修機関
山口 紀代子	医療法人社団洛和会 喀痰吸引等研修機関
近藤 佳苗	医療法人医仁会 喀痰吸引等研修センター
林 由香	社会福祉法人清和園 介護福祉研修センター
相坂 利香	社会福祉法人洛東園 洛東園研修センター

<オブザーバー>

氏名	所属
南 明美	公益社団法人 京都府看護協会 研修センター

<事務局>

京都府 健康福祉部 介護・地域福祉課

※ 本内容は、平成28年12月作成のものを、平成29年4月に修正しています。今後、国の動向により、内容、参考様式に変更の可能性があります。最新情報は、ワムネット京都府ページに掲載します。随時、ご確認下さい。